

## 新しいふれあい社会

## 認定NPO法人東葛市民後見人の会

広報室（会報：毎月 700 部発行）

事務局 我孫子市本町 3-2-1-718

Tel/Fax 04-7137-9393

平成 31 年 2 月発行（第 59 号）

## 身上保護の重視、意思決定支援の後見活動

後見事務担当グループ理事 阿部 美佐子

東葛市民後見人の会は、23年度より「市民が市民を支える社会」の実現をめざして、市民による法人後見活動を実践してきましたが、おかげさまで後見需要は着実に増えています。その前提となる良質な後見事務・相談を提供するため、3段階からなる体系的な研修システムを構築し、成年後見の専門団体としての体制を充実させてきました。

## 第1ステージ…市民後見人養成講座（基礎講座）

## 第2ステージ…レベルアップ研修（実務講座）

### 第3ステージ…スキルアップ研修（OJT教育）



第3ステージのスキルアップ研修は、実際に後見事務を担当している者、担当を希望する者を対象にしており、卒業のない研修です。決められたカリキュラムはなく、その時々に必要とされるテーマや課題を取り上げ、勉強しています。基本的には、次のような観点から後

見需要に即応できる良質な後見人養成をめざしています。

- ①被後見人の自己決定権の尊重と意思決定支援の徹底
  - ②本人の思いに寄り添った身上保護
  - ③正確で本人本位の財産管理
  - ④地域連携ネットワークへの係わり
  - ⑤各種法律改正への敏感な対応



## 1. 後見アセスメントと課題分析

施設 INFO 介助・扶助対象者見込みの会 H20年4月									
成年後見アセスメント表									
相談日	年	月	日	(午前・午後)	:	会員名			
受付者	相談内容								専門・専業
相談者	本人との会話								TEL
	相談時間								午前・T・S・M
性別	年齢(年月日)								年月日( )歳
姓 名	(第1・空)								
性 别 (性別記入)	電話(固定電話) (携帯電話)								
職業 (現住の場所)	郵便番号(固定電話) (携帯電話)								
生活状況	通勤・通学場所・通勤時間(人) ( ) 入浴場所・時間( ) ※例：「自宅の近所(10分程度)マクドナルド」 1.通勤場所：【A.車・自転車 B.歩行中 C.公共交通】 A.車( ) B.歩行中( ) C.公共交通( )								1
健常と その障害	2.通勤距離：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 3.食事：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 4.外出履歴：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )]或いはなし( )								1
財産状況	5.収入額：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 6.年会費：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 7.生計保護：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 8.食費：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 9.手取料：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )]								1
医療が必要な 状況・経緯	10.精神分類：[不動産所有(有無)、私財保有(有無)など] 11.財産保護：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 12.医療：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 13.看護：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 14.施設：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )]								1
本人の状況 成年後見の判断に 關する本人の意向	15.医療分類：[不動産所有(有無)、私財保有(有無)など] 16.財産保護：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 17.医療：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 18.看護：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 19.施設：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )]								1
相談状況	20.病状の変遷：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 21.既往歴：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 22.既往歴：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 23.既往歴：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )] 24.既往歴：[運転手不足 A.あり( ) B.なし( )]								1
A.D.L	(日常生活動作)								
	【運転手不足の状況】								
	【運転手不足の状況】								
	【運転手不足の状況】								
	【運転手不足の状況】								

「身上保護を重視した」後見・保佐・補助支援プラン			
受任番	様年齢(歳)	作成日年月日	
	本人の思い	関係者の意見・家族の思い	支援に当たっての課題
生活の場	※現在の住まいの状況 ※将来はどこで、誰と、 ※不動産の処分 等々		
経済状態	※定期的な収入で済えるか ※預貯金に不足はないか		
健康のこと 通院、入院	※通院・入院の要否、援助者は		
社会参加のこと	※友人、近隣、地域とのつながり ※介護等の事業所の利用		
終末期のこと	※延命治療 ※最期を迎える場所(病院・施設・自宅) ※葬儀・墓地		
ケアプラン・ 医療方針等	※医師、ケアマネ、介護事業等の援助方針		
総合支援方針			
目標	長期目標  ※目標期間は個別設定	中期目標  ※目標期間は個別設定	短期目標  ※目標期間は個別設定
モニタリング 実施日： 年月日	※短期目標設定期間満了日を基本に、実施状況を把握し、次期目標設定へとつなげていく		

※被後見人がどんな背景を持ち、どんな支援を必要とするかといった基本的な情報を簡潔にまとめて後見アセスメント表を作成します。身体状況や環境、日常生活全般の状況を的確に理解し、課題を把握するため、「身上保護を重視した」後見・補佐・補助支援プランを作成し支援します。

後見受任するには、被後見人本人と本人を取り巻く環境をよく理解して、信頼関係を築くことが必須です。そのうえで課題となることを整理し、その方らしい後見支援プランを作成しなくてはなりません。後見人の職務をきちんと整理し、チームによる対応で、手厚い身上保護と正確な財産管理を行っていきます。後見事務担当グループでは、各種情報の共有を図り、会として均一した後見を行っていくために「後見業務マニュアル」を作成中です。

## 2. 意思決定支援

認知症等の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有することを前提として、意思決定支援をすることが重要です。

- ・誰にも意思がある
- ・本人の意思を尊重する
- ・勝手に推測しない、決めつけない
- ・チームで支援する
- ・記録を残す



2018年7月に制定した「市民後見人の行動指針」に則って今後も活動していきます。

1. 市民後見人は本人の良き理解者であり、良き伴奏者である
2. 市民後見人は本人の意思や選好を最もよく知る者である
3. 市民後見人は本人の支援者であり、周囲の支援者たちとのよき仲介役である
4. 市民後見人は本人に関与しながら自分自身の心を観察する
5. 市民後見人は職務を正しく遂行しなければならない
6. 任意後見契約を締結する場合の基本姿勢（倫理宣言）